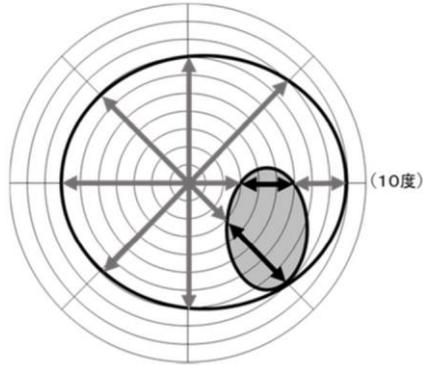


身体障害者福祉法認定基準及び障害程度等級表解説 新旧対照表

新	旧				
<p>第1章 1～2 &lt;千葉県身体障害認定基準&gt; 略</p>	<p>第1章 1～2 &lt;千葉県身体障害認定基準&gt; 略</p>				
<p>&lt;障害程度等級表解説&gt;</p>	<p>&lt;障害程度等級表解説&gt;</p>				
<p>第1 視覚障害 1～2 略</p>	<p>第1 視覚障害 1～2 略</p>				
<p>周辺視野角度、中心視野角度の算出方法</p>	<p>周辺視野角度、中心視野角度の算出方法</p>				
<p>周辺視野角度はI/4の視標、中心視野角度はI/2の視標を用いる。</p>	<p>周辺視野角度はI/4の視標、中心視野角度はI/2の視標を用いる。</p>				
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%; padding: 5px;"> <div data-bbox="179 654 470 694" data-label="Caption"> <p>視野角度の総和の算出方法</p> </div> <div data-bbox="156 718 548 1061" data-label="Figure"> </div> <div data-bbox="134 1077 604 1364" data-label="Text"> <p>8方向の経線 <u>(上・内上・内・内下・下・外下・外・外上)</u> とイソプタとの交点の角度を視野角度とし、その合計を視野角度の総和とする。</p> </div> <div data-bbox="134 1380 515 1428" data-label="Equation-Block"> <math display="block">(7+7+7+7+8+9+8)=60(度)</math> </div> </td> <td style="width: 50%; padding: 5px;"> <div data-bbox="660 654 952 694" data-label="Caption"> <p>中心暗点が存在する場合</p> </div> <div data-bbox="649 718 1075 1061" data-label="Figure"> </div> <div data-bbox="616 1077 1086 1364" data-label="Text"> <p>中心暗点が存在する場合は、各経線とイソプタとの交点の角度から、暗点と重なる部分の角度を差し引いて視野角度とし、その合計を視野角度の総和とする。</p> </div> <div data-bbox="616 1380 1041 1484" data-label="Equation-Block"> <math display="block">(10-3)+(11-3)+(12-3)+(11-3)+(10-3)+(10-3)+(10-3)+(10-3)=60(度)</math> </div> </td> </tr> </table>	<div data-bbox="179 654 470 694" data-label="Caption"> <p>視野角度の総和の算出方法</p> </div> <div data-bbox="156 718 548 1061" data-label="Figure"> </div> <div data-bbox="134 1077 604 1364" data-label="Text"> <p>8方向の経線 <u>(上・内上・内・内下・下・外下・外・外上)</u> とイソプタとの交点の角度を視野角度とし、その合計を視野角度の総和とする。</p> </div> <div data-bbox="134 1380 515 1428" data-label="Equation-Block"> <math display="block">(7+7+7+7+8+9+8)=60(度)</math> </div>	<div data-bbox="660 654 952 694" data-label="Caption"> <p>中心暗点が存在する場合</p> </div> <div data-bbox="649 718 1075 1061" data-label="Figure"> </div> <div data-bbox="616 1077 1086 1364" data-label="Text"> <p>中心暗点が存在する場合は、各経線とイソプタとの交点の角度から、暗点と重なる部分の角度を差し引いて視野角度とし、その合計を視野角度の総和とする。</p> </div> <div data-bbox="616 1380 1041 1484" data-label="Equation-Block"> <math display="block">(10-3)+(11-3)+(12-3)+(11-3)+(10-3)+(10-3)+(10-3)+(10-3)=60(度)</math> </div>	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%; padding: 5px;"> <div data-bbox="1187 654 1478 694" data-label="Caption"> <p>視野角度の総和の算出方法</p> </div> <div data-bbox="1164 718 1556 1061" data-label="Figure"> </div> <div data-bbox="1142 1077 1612 1236" data-label="Text"> <p>8方向の経線とイソプタとの交点の角度を視野角度とし、その合計を視野角度の総和とする。</p> </div> <div data-bbox="1142 1252 1523 1300" data-label="Equation-Block"> <math display="block">(7+8+7+9+8+7+7+7)=60(度)</math> </div> </td> <td style="width: 50%; padding: 5px;"> <div data-bbox="1668 654 1960 694" data-label="Caption"> <p>中心暗点が存在する場合</p> </div> <div data-bbox="1657 718 2083 1061" data-label="Figure"> </div> <div data-bbox="1624 1077 2094 1364" data-label="Text"> <p>中心暗点が存在する場合は、各経線とイソプタとの交点の角度から、暗点と重なる部分の角度を差し引いて視野角度とし、その合計を視野角度の総和とする。</p> </div> <div data-bbox="1624 1380 2049 1484" data-label="Equation-Block"> <math display="block">(10-3)+(11-3)+(12-3)+(11-3)+(10-3)+(10-3)+(10-3)+(10-3)=60(度)</math> </div> </td> </tr> </table>	<div data-bbox="1187 654 1478 694" data-label="Caption"> <p>視野角度の総和の算出方法</p> </div> <div data-bbox="1164 718 1556 1061" data-label="Figure"> </div> <div data-bbox="1142 1077 1612 1236" data-label="Text"> <p>8方向の経線とイソプタとの交点の角度を視野角度とし、その合計を視野角度の総和とする。</p> </div> <div data-bbox="1142 1252 1523 1300" data-label="Equation-Block"> <math display="block">(7+8+7+9+8+7+7+7)=60(度)</math> </div>	<div data-bbox="1668 654 1960 694" data-label="Caption"> <p>中心暗点が存在する場合</p> </div> <div data-bbox="1657 718 2083 1061" data-label="Figure"> </div> <div data-bbox="1624 1077 2094 1364" data-label="Text"> <p>中心暗点が存在する場合は、各経線とイソプタとの交点の角度から、暗点と重なる部分の角度を差し引いて視野角度とし、その合計を視野角度の総和とする。</p> </div> <div data-bbox="1624 1380 2049 1484" data-label="Equation-Block"> <math display="block">(10-3)+(11-3)+(12-3)+(11-3)+(10-3)+(10-3)+(10-3)+(10-3)=60(度)</math> </div>
<div data-bbox="179 654 470 694" data-label="Caption"> <p>視野角度の総和の算出方法</p> </div> <div data-bbox="156 718 548 1061" data-label="Figure"> </div> <div data-bbox="134 1077 604 1364" data-label="Text"> <p>8方向の経線 <u>(上・内上・内・内下・下・外下・外・外上)</u> とイソプタとの交点の角度を視野角度とし、その合計を視野角度の総和とする。</p> </div> <div data-bbox="134 1380 515 1428" data-label="Equation-Block"> <math display="block">(7+7+7+7+8+9+8)=60(度)</math> </div>	<div data-bbox="660 654 952 694" data-label="Caption"> <p>中心暗点が存在する場合</p> </div> <div data-bbox="649 718 1075 1061" data-label="Figure"> </div> <div data-bbox="616 1077 1086 1364" data-label="Text"> <p>中心暗点が存在する場合は、各経線とイソプタとの交点の角度から、暗点と重なる部分の角度を差し引いて視野角度とし、その合計を視野角度の総和とする。</p> </div> <div data-bbox="616 1380 1041 1484" data-label="Equation-Block"> <math display="block">(10-3)+(11-3)+(12-3)+(11-3)+(10-3)+(10-3)+(10-3)+(10-3)=60(度)</math> </div>				
<div data-bbox="1187 654 1478 694" data-label="Caption"> <p>視野角度の総和の算出方法</p> </div> <div data-bbox="1164 718 1556 1061" data-label="Figure"> </div> <div data-bbox="1142 1077 1612 1236" data-label="Text"> <p>8方向の経線とイソプタとの交点の角度を視野角度とし、その合計を視野角度の総和とする。</p> </div> <div data-bbox="1142 1252 1523 1300" data-label="Equation-Block"> <math display="block">(7+8+7+9+8+7+7+7)=60(度)</math> </div>	<div data-bbox="1668 654 1960 694" data-label="Caption"> <p>中心暗点が存在する場合</p> </div> <div data-bbox="1657 718 2083 1061" data-label="Figure"> </div> <div data-bbox="1624 1077 2094 1364" data-label="Text"> <p>中心暗点が存在する場合は、各経線とイソプタとの交点の角度から、暗点と重なる部分の角度を差し引いて視野角度とし、その合計を視野角度の総和とする。</p> </div> <div data-bbox="1624 1380 2049 1484" data-label="Equation-Block"> <math display="block">(10-3)+(11-3)+(12-3)+(11-3)+(10-3)+(10-3)+(10-3)+(10-3)=60(度)</math> </div>				

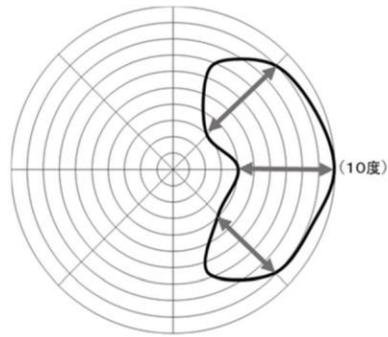
傍中心暗点が存在する場合



傍中心暗点が存在する場合は、各経線とイソプタとの交点の角度から、暗点と重なる部分の角度を差し引いて視野角度とし、その合計を視野角度の総和とする。

$$7+7+7+7+(8-5)+(9-3)+8 = 52(\text{度})$$

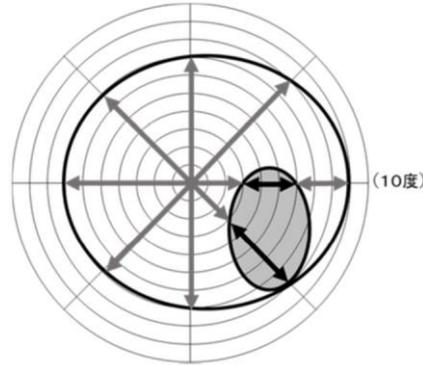
固視点を含まずに偏心している場合



イソプタが、固視点を含まずに偏心している場合、イソプタが経線と重なる部分を視野角度とし、その合計を視野角度の総和とする。

$$0+0+0+0+0+5+6+6=17(\text{度})$$

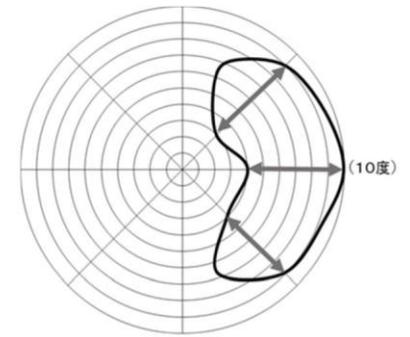
傍中心暗点が存在する場合



傍中心暗点が存在する場合は、各経線とイソプタとの交点の角度から、暗点と重なる部分の角度を差し引いて視野角度とし、その合計を視野角度の総和とする。

$$7+8+(9-3)+(5)+7+7+7=52(\text{度})$$

固視点を含まずに偏心している場合



イソプタが、固視点を含まずに偏心している場合、イソプタが経線と重なる部分を視野角度とし、その合計を視野角度の総和とする。

$$0+0+0+0+0+5+6+6=17(\text{度})$$

診断書・意見書の記載上の注意【視覚】 略

診断書・意見書の記載上の注意【視覚】 略

第六号様式（第八条）

身体障害者診断書・意見書（視覚障害用）

総括表

氏名	〇 〇 〇	〇	昭和〇〇年〇月〇日生	〇〇	歳	男	女
住所	〇〇市 〇〇町 〇-〇-〇〇						
① 障害名（部位を明記）	※「視野障害」「視力障害」等を記入						
② 原因となった疾病・外傷名	両眼 網膜色素変性症 交通 労災 その他の事故 戦傷 戦災 自然災害（疾病）先天性 その他（ ）						
③ 疾病・外傷発症年月日	昭和〇〇年 4 月 4 日 頃 日・場所 ※不明瞭の場合は、初診日又は1～4年頃と記入						
④ 参考となる経過・現症（エックス線写真及び検査所見を含む。）	※ 障害固定日が不明瞭の場合は、推定年月で記入						
⑤ 総合所見	障害固定又は障害確定（推定） 年 月 日						
⑥ その他参考となる合併症状	（特末再認定 要・不要） （再認定の時期） 年 月						

上記のとおり診断する。併せて以下の意見を付す。

令和5年 4 月 〇〇 日  
 病院又は診療所の名称 △△病院  
 所在地 △△市△△町△△  
 担当診療科名 △△科 医師氏名 △△△△

身体障害者福祉法第15条第3項の意見（障害程度等級についても参考意見を記入）

等級表による個別等級

障害者の程度は、身体障害者福祉法別表に掲げる障害に	部	位	等	級
相当する（1級相当）	視	力	3	
該当しない	視	野	2	

注

- 1 障害名は、原因となった障害、例えば視力障害を記入し、原因となった疾病には、眼医病性網膜色素変性症とされた疾患名を記入してください。
- 2 「障害の程度及び所見を記載した書面」（別様式）を添付してください。
- 3 障害区分や等級決定のため、地方社会福祉協議会から改めて問い合わせる場合があります。

記載例

1 視力	裸眼視力	矯正視力							
右眼	m. m	n. c × D ( ) c y l ( )	D A x						°
左眼	0.02	0.05 × D ( ) c y l ( )	D A x						°

\*指数弁の場合、距離（30cm等）も記載 ※矯正不能の場合、その旨を記載

2 視野

ゴールドマン型視野計

(1) 周辺視野の評価（1/4）

① 両眼の視野が中心10度以内

	上	内上	内	内下	下	外下	外	外上	合計	
右	7	8	9	8	7	7	7	7	60	度 (≤80)
左	7	7	7	7	7	8	9	8	60	度 (≤80)

② 両眼による視野が2分の1以上次損(はい)いいえ

(2) 中心視野の評価（1/2）

上 内上 内 内下 下 外下 外 外上 合計

右	3	3	3	3	3	3	3	3	3	① 24	度
左	2	2	2	2	2	2	2	2	2	② 16	度

①と②の合計(はい) (①と②の小さい方)

両眼中心視野角量 (1/2)	( 24 × 3 + 16 ) / 4 =	22	度
----------------	-----------------------	----	---

第六号様式（第八条）

身体障害者診断書・意見書（視覚障害用）

総括表

氏名	〇 〇 〇	〇	昭和〇〇年〇月〇日生	〇〇	歳	男	女
住所	〇〇市 〇〇町 〇-〇-〇〇						
① 障害名（部位を明記）	※「視野障害」「視力障害」等を記入						
② 原因となった疾病・外傷名	両眼 網膜色素変性症 交通 労災 その他の事故 戦傷 戦災 自然災害（疾病）先天性 その他（ ）						
③ 疾病・外傷発症年月日	昭和〇〇年 4 月 4 日 頃 日・場所 ※不明瞭の場合は、初診日又は1～4年頃と記入						
④ 参考となる経過・現症（エックス線写真及び検査所見を含む。）	※ 障害固定日が不明瞭の場合は、推定年月で記入						
⑤ 総合所見	障害固定又は障害確定（推定） 年 月 日						
⑥ その他参考となる合併症状	（特末再認定 要・不要） （再認定の時期） 年 月						

上記のとおり診断する。併せて以下の意見を付す。

令和3年 4 月 〇〇 日  
 病院又は診療所の名称 △△病院  
 所在地 △△市△△町△△  
 担当診療科名 △△科 医師氏名 △△△△

身体障害者福祉法第15条第3項の意見（障害程度等級についても参考意見を記入）

等級表による個別等級

障害者の程度は、身体障害者福祉法別表に掲げる障害に	部	位	等	級
相当する（1級相当）	視	力	3	
該当しない	視	野	2	

注

- 1 障害名は、原因となった障害、例えば視力障害を記入し、原因となった疾病には、眼医病性網膜色素変性症とされた疾患名を記入してください。
- 2 「障害の程度及び所見を記載した書面」（別様式）を添付してください。
- 3 障害区分や等級決定のため、地方社会福祉協議会から改めて問い合わせる場合があります。

1 視力	裸眼視力	矯正視力							
右眼	m. m	n. c × D ( ) c y l ( )	D A x						°
左眼	0.02	0.05 × D ( ) c y l ( )	D A x						°

\*指数弁の場合、距離（30cm等）も記載 ※矯正不能の場合、その旨を記載

2 視野

ゴールドマン型視野計

(1) 周辺視野の評価（1/4）

① 両眼の視野が中心10度以内

	上	内上	内	内下	下	外下	外	外上	合計	
右	7	8	9	8	7	7	7	7	60	度 (≤80)
左	7	7	7	7	7	8	9	8	60	度 (≤80)

② 両眼による視野が2分の1以上次損(はい)いいえ

(2) 中心視野の評価（1/2）

上 内上 内 内下 下 外下 外 外上 合計

右	3	3	3	3	3	3	3	3	3	① 24	度
左	2	2	2	2	2	2	2	2	2	② 16	度

①と②の合計(はい) (①と②の小さい方)

両眼中心視野角量 (1/2)	( 24 × 3 + 16 ) / 4 =	22	度
----------------	-----------------------	----	---

または

自動視野計

- (1) 周辺視野の評価  
両眼開放エスタママンテスト  
両眼開放視認点数

点

- (2) 中心視野の評価 (10-2プログラム)

右	③	点	( $\geq 26$ dB)
左	④	点	( $\geq 26$ dB)

(③と④のうち大きい方)

両眼中心視野視認点数 (  × 3 +  ) / 4 =  点

3 現症

	右	左
前眼部	正常	正常
中間透光体	人工水晶体眼	人工水晶体眼
眼底	網膜色素変性症	網膜色素変性症

視野コピー添付

(注) ゴールドマン型視野計を用いた視野図を添付する場合には、どのイソプタが1/4の視標によるものか、1/2の視標によるものか明確に区分できるように記載すること。

または

自動視野計

- (1) 周辺視野の評価  
両眼開放エスタママンテスト  
両眼開放視認点数

点

- (2) 中心視野の評価 (10-2プログラム)

右	③	点	( $\geq 26$ dB)
左	④	点	( $\geq 26$ dB)

(③と④のうち大きい方)

両眼中心視野視認点数 (  × 3 +  ) / 4 =  点

3 現症

	右	左
前眼部	正常	正常
中間透光体	人工水晶体眼	人工水晶体眼
眼底	網膜色素変性症	網膜色素変性症

視野コピー添付

(注) ゴールドマン型視野計を用いた視野図を添付する場合には、どのイソプタが1/4の視標によるものか、1/2の視標によるものか明確に区分できるように記載すること。

第2 聴覚、平衡、音声・言語又はそしゃく機能障害

1～4 (2) 略

(3) そしゃく機能障害に関する歯科医師の診断及び意見について

口唇・口蓋裂後遺症等によるそしゃく機能の障害（上記(2)エの障害）のある者が、身体障害者福祉法第15条に基づき身体障害者手帳の交付を申請するに際し、医師が「身体障害者診断書・意見書」を作成するときは、あらかじめ知事の定める歯科医師の「歯科医師による診断書・意見書」（別添様式、[P196](#)参照）の提出を求めるものとする。（参考のとおり）

(4)～(5) 略

第2 聴覚、平衡、音声・言語又はそしゃく機能障害

1～4 (2) 略

(3) そしゃく機能障害に関する歯科医師の診断及び意見について

口唇・口蓋裂後遺症等によるそしゃく機能の障害（上記(2)エの障害）のある者が、身体障害者福祉法第15条に基づき身体障害者手帳の交付を申請するに際し、医師が「身体障害者診断書・意見書」を作成するときは、あらかじめ知事の定める歯科医師の「歯科医師による診断書・意見書」（別添様式、[P162](#)参照）の提出を求めるものとする。（参考のとおり）

(4)～(5) 略

第六号様式（第八表） 身体障害者診断書・意見書（聴覚 障害用）

総括表

氏名	〇 〇 〇 〇	昭和	〇〇年〇月〇日生	〇〇歳	男	女
住所	〇〇市 〇〇町 〇-〇-〇〇					
① 障害名（部位を明記）	聴覚障害（感音性難聴）					
② 原因となった疾病・外傷名	不明 交通 労災 その他の事故 戦傷 戦災 自然災害 疾病 先天性 その他（ ）					
③ 疾病・外傷発生年月日	昭和	6年	4月	頃	不明確の場合は、初診日又は「～年頃」と記入	
④ 参考となる経過・現症（エックス線写真及び検査所見を含む。）	※ 障害固定日が不明確の場合は、推定年月で記入					
⑤ 総合所見	障害固定又は障害確定（推定） 年 月 日 〔特案再認定 要・不要〕 〔再認定の時期〕					
⑥ その他参考となる合併症状						

上記のとおり診断する。併せて以下の意見を付す。  
令和5年 4月 〇〇日  
病院又は診療所の名称  
所在地  
担当診療科名 △△科 医師氏名 △△△△  
⑥

身体障害者福祉法第15条第3項の意見〔障害程度等級についても参考意見を記入〕  
障害の程度は、身体障害者福祉法別表に掲げる障害に  
・該当する（ 2 級相当）  
・該当しない

注 1 障害名には、現在起こっている障害、併発している障害、心臓聴覚障害等を入力し、原因となった疾病には、先天性難聴、戦傷や戦傷後遺症等とされた疾患名を入力してください。  
2 「障害の状態及び所見を要する」とされた「難聴」（別添表）を添付してください。  
3 難聴程度診断等の選記の判断を要する原則については、「身体障害による診断書・意見書」（別添表）を添付してください。  
4 障害区分や等級決定のため、地方社会福祉協議会から改めて聞いておく場合があります。

聴覚・平衡・音声・言語又はそれらの機能障害の状態及び所見

【はじめに】

この診断書においては、以下の4つの障害区分のうち、認定を受けようとする障害について、口にて印を入れて選択し、その障害に関する「状態及び所見」について記載すること。

なお、音声機能障害、言語機能障害及びそれらと機能障害が重複する場合については、各々について障害認定することは可能であるが、等級はその中の最重度の等級をもって決定する旨、留意すること（各々の障害の合計指数をもって等級決定することはない。）

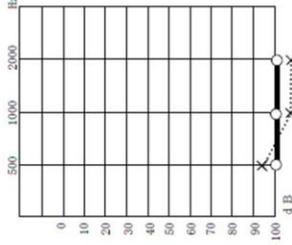
【聴覚 障害】 → ① 「聴覚障害」の状態及び所見に記載すること。  
② 平衡機能障害 → ② 「平衡機能障害」の状態及び所見に記載すること。  
③ 音声・言語機能障害 → ③ 「音声・言語機能障害」の状態及び所見に記載すること。  
④ それぞれ機能障害 → ④ 「それぞれ機能障害」の状態及び所見に記載すること。

1 「聴覚障害」の状態及び所見  
(1) 聴力（会話音域の平均聴力レベル） (4) 聴力検査の結果（ア又はイのいずれかを記入する。）  
ア 純音による検査  
オージオメータの型式 ※ 型式を記入

右 100dB

左 102.5dB

注1 100dBの音が聴取できない場合は、当該dB値を105dBとして計算すること。  
注2 小数点第2位を四捨五入



(3) 鼓膜の状態  
(右) (左)



(5) 身体障害者手帳（聴覚障害）の所持状況  
注 2 級と診断する場合に記載すること (イ〜イのいずれかに○印)

右 %

左 %

⑥ ⑦ ⑧

第六号様式（第八表）

身体障害者診断書・意見書（聴覚 障害用）

総括表

氏名	〇 〇 〇 〇	昭和	〇〇年〇月〇日生	〇〇歳	男	女
住所	〇〇市 〇〇町 〇-〇-〇〇					
① 障害名（部位を明記）	聴覚障害（感音性難聴）					
② 原因となった疾病・外傷名	不明 交通 労災 その他の事故 戦傷 戦災 自然災害 疾病 先天性 その他（ ）					
③ 疾病・外傷発生年月日	昭和	6年	4月	頃	不明確の場合は、初診日又は「～年頃」と記入	
④ 参考となる経過・現症（エックス線写真及び検査所見を含む。）	※ 障害固定日が不明確の場合は、推定年月で記入					
⑤ 総合所見	障害固定又は障害確定（推定） 年 月 日 〔特案再認定 要・不要〕 〔再認定の時期〕					
⑥ その他参考となる合併症状						

上記のとおり診断する。併せて以下の意見を付す。  
平成31年 4月 〇〇日  
病院又は診療所の名称  
所在地  
担当診療科名 △△科 医師氏名 △△△△  
⑥

身体障害者福祉法第15条第3項の意見〔障害程度等級についても参考意見を記入〕  
障害の程度は、身体障害者福祉法別表に掲げる障害に  
・該当する（ 2 級相当）  
・該当しない

注 1 障害名には、現在起こっている障害、併発している障害、心臓聴覚障害等を入力し、原因となった疾病には、先天性難聴、戦傷や戦傷後遺症等とされた疾患名を入力してください。  
2 「障害の状態及び所見を要する」とされた「難聴」（別添表）を添付してください。  
3 難聴程度診断等の選記の判断を要する原則については、「身体障害による診断書・意見書」（別添表）を添付してください。  
4 障害区分や等級決定のため、地方社会福祉協議会から改めて聞いておく場合があります。

聴覚・平衡・音声・言語又はそれらの機能障害の状態及び所見

【はじめに】

この診断書においては、以下の4つの障害区分のうち、認定を受けようとする障害について、口にて印を入れて選択し、その障害に関する「状態及び所見」について記載すること。

なお、音声機能障害、言語機能障害及びそれらと機能障害が重複する場合については、各々について障害認定することは可能であるが、等級はその中の最重度の等級をもって決定する旨、留意すること（各々の障害の合計指数をもって等級決定することはない。）

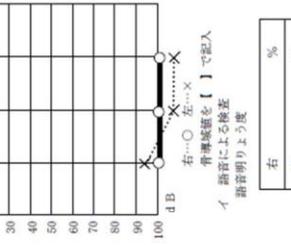
【聴覚 障害】 → ① 「聴覚障害」の状態及び所見に記載すること。  
② 平衡機能障害 → ② 「平衡機能障害」の状態及び所見に記載すること。  
③ 音声・言語機能障害 → ③ 「音声・言語機能障害」の状態及び所見に記載すること。  
④ それぞれ機能障害 → ④ 「それぞれ機能障害」の状態及び所見に記載すること。

1 「聴覚障害」の状態及び所見  
(1) 聴力（会話音域の平均聴力レベル） (4) 聴力検査の結果（ア又はイのいずれかを記入する。）  
ア 純音による検査  
オージオメータの型式 ※ 型式を記入

右 100dB

左 102.5dB

注1 100dBの音が聴取できない場合は、当該dB値を105dBとして計算すること。  
注2 小数点第2位を四捨五入



(3) 鼓膜の状態  
(右) (左)



(5) 身体障害者手帳（聴覚障害）の所持状況  
注 2 級と診断する場合に記載すること (イ〜イのいずれかに○印)

右 %

左 %

⑥ ⑦ ⑧

2 「平衡機能障害」の状態及び所見 (該当する□に✓印を入れること。)

- (1) 平衡機能の状態
- 未認知性平衡失調
  - 後証認知性及び小脳性平衡失調
  - 外傷又は食物による平衡失調
  - 中枢性平衡失調
  - その他( )
- (2) 障害の程度
- 歩行にて足どりを得ないもの (3級)
  - 歩行にて足どりを得ないもの (3級)
  - 歩行にて足どりを得ないもの (3級)
  - 歩行にて足どりを得ないもの (3級)

3 「音声・言語機能障害」の状態及び所見

- (1) 発声の状態
- 発声困難の状態 (該当する□に✓印を入れること。)
  - 発声において、発声時の発音の用をなさない。(日常会話に著しい影響を認めないもの) (3級)
  - 発声において、発声時の発音の用をなさない。(日常会話に著しい影響を認めないもの) (3級)
  - 発声において、発声時の発音の用をなさない。(日常会話に著しい影響を認めないもの) (3級)

4 「その他」の状態及び所見

- (1) 障害の程度及び検査所見
- 歩行にて足どりを得ないもの (3級)
  - 歩行にて足どりを得ないもの (3級)
  - 歩行にて足どりを得ないもの (3級)

b. 障害の程度

- 歩行にて足どりを得ないもの (3級)
- 歩行にて足どりを得ないもの (3級)
- 歩行にて足どりを得ないもの (3級)

c. 参考となる検査所見

- ア 各器官の一次的検査
- (参考) 各器官の観察点
    - ・ 口腔：舌、咽、運動能力、不随意運動の有無、反射異常又は病的反射
    - ・ 舌：形状、運動能力、反射異常
    - ・ 軟口蓋：鼻上運動、反射異常
    - ・ 声：帯、内外転運動、梨状窩の運動時間
- オ 所見(上記の枠内の各器官の観察点に留意し、異常の部位、内容、程度等を詳細に記述すること。)

イ 嚥下状態の観察と検査

- (参考1) 各器官の観察点
- ・ 口腔：保持の状態
  - ・ 口腔から咽頭への送り込みの状態
  - ・ 喉頭蓋上と喉頭内腔の閉鎖の状態
  - ・ 食道入口部の閉鎖と流動性(bolus)の送り込み
- (参考2) 摂取できる食物の内容と咀嚼に関する観察点
- ・ 摂取できる食物の内容(固形物、半固形物、流動食)
  - ・ 咀嚼の程度(毎回、20回に1回程度、数回に1回、ほとんど無し)

ロ 観察・検査の方法

- エンテックス検査( )
- 内視鏡検査( )
- その他( )

オ 所見(上記の枠内の参考1)と参考2の観察点から、嚥下状態について詳細に記述すること。

2 「平衡機能障害」の状態及び所見 (該当する□に✓印を入れること。)

- (1) 平衡機能の状態
- 未認知性平衡失調
  - 後証認知性及び小脳性平衡失調
  - 外傷又は食物による平衡失調
  - 中枢性平衡失調
  - その他( )
- (2) 障害の程度
- 歩行にて足どりを得ないもの (3級)
  - 歩行にて足どりを得ないもの (3級)
  - 歩行にて足どりを得ないもの (3級)

3 「音声・言語機能障害」の状態及び所見

- (1) 発声の状態
- 発声困難の状態 (該当する□に✓印を入れること。)
  - 発声において、発声時の発音の用をなさない。(日常会話に著しい影響を認めないもの) (3級)
  - 発声において、発声時の発音の用をなさない。(日常会話に著しい影響を認めないもの) (3級)
  - 発声において、発声時の発音の用をなさない。(日常会話に著しい影響を認めないもの) (3級)

4 「その他」の状態及び所見

- (1) 障害の程度及び検査所見
- 歩行にて足どりを得ないもの (3級)
  - 歩行にて足どりを得ないもの (3級)
  - 歩行にて足どりを得ないもの (3級)

b. 障害の程度

- 歩行にて足どりを得ないもの (3級)
- 歩行にて足どりを得ないもの (3級)
- 歩行にて足どりを得ないもの (3級)

c. 参考となる検査所見

- ア 各器官の一次的検査
- (参考) 各器官の観察点
    - ・ 口腔：舌、咽、運動能力、不随意運動の有無、反射異常又は病的反射
    - ・ 舌：形状、運動能力、反射異常
    - ・ 軟口蓋：鼻上運動、反射異常
    - ・ 声：帯、内外転運動、梨状窩の運動時間
- オ 所見(上記の枠内の各器官の観察点に留意し、異常の部位、内容、程度等を詳細に記述すること。)

イ 嚥下状態の観察と検査

- (参考1) 各器官の観察点
- ・ 口腔：保持の状態
  - ・ 口腔から咽頭への送り込みの状態
  - ・ 喉頭蓋上と喉頭内腔の閉鎖の状態
  - ・ 食道入口部の閉鎖と流動性(bolus)の送り込み
- (参考2) 摂取できる食物の内容と咀嚼に関する観察点
- ・ 摂取できる食物の内容(固形物、半固形物、流動食)
  - ・ 咀嚼の程度(毎回、20回に1回程度、数回に1回、ほとんど無し)

ロ 観察・検査の方法

- エンテックス検査( )
- 内視鏡検査( )
- その他( )

オ 所見(上記の枠内の参考1)と参考2の観察点から、嚥下状態について詳細に記述すること。



診断書・意見書の記載上の注意【音声・言語】 略

診断書・意見書の記載上の注意【音声・言語】 略

第六号様式（第八条）

身体障害者診断書・意見書（言語障害用）

記載例

総括表

氏名	〇〇〇〇	性別	〇〇年〇月〇日生	〇〇歳	男
住所	〇〇市〇〇町〇〇-〇〇				
① 障害者名（部位を明記）	言語機能障害（失聴症）				
② 原因となった疾病・外傷名	脳梗塞（左脳） 交通労災 其他の事故 聴傷 聴覚自然災害（ <b>記載</b> ） 先天性 その他（ ）				
③ 疾病・外傷発生年月日	令和4年9月1日・場所 <b>不明瞭の場合は、初診日又は「～年頃」と記入</b>				
④ 参考となる経過・現症（エックス線写真及び検査所見を含む。）					

⑤ 総合所見

※ 聴覚力や理解力が家庭内（内視観）あるいは家庭周辺等「場とレベル」の段階で、どの程度コミュニケーションが出来るか、2つの観点から具体的に記入（特案件認定 要・不要）  
(再認定の時期)

⑥ その他参考となる合併症状

障害固定又は障害確定（推定） 年 月 日

上記のとおり診断する。併せて以下の意見を付す。

令和5年4月〇〇日  
病院又は診療所の名称 〇〇病院  
所在地 〇〇市〇〇町〇〇  
担当診療科名 〇〇科 医師氏名 〇〇 〇〇

身体障害者福祉法第15条第3項の意見（障害程度等級についても参考意見を記入）  
障害の程度は、身体障害者福祉法別表に掲げる障害に  
・該当する（ 3 級相当）  
・該当しない

注 1. 障害名には、現在起こっている障害、併発は相互のうち、心臓機能障害等を入力し、原因となった疾病には、先天性聴覚、聴傷併発原因となった聴覚名を記入してください。  
2. 「障害の状態及び所見を記載した書面」（別様式）を添付してください。  
3. 資料提出指導等の選定の判断を要する原則については、「資料提出・意見書」（別様式）を添付してください。  
4. 障害区分や等級決定のため、地方社会福祉協議会から改めて問い合わせる場合があります。

聴覚・平衡・音声・言語又はそれよりの機能障害の状態及び所見

【はじめに】  
この診断書においては、以下の4つの障害区分のうち、影響を受けようとする障害について、□に✓印を入れて選択し、その障害に関する「状態及び所見」について記載すること。

- なお、音声機能障害、言語機能障害及びそれよりの機能障害が重複する場合については、各々について障害認定することは可能であるが、等級はその中の最重度の等級をもって決定する旨、留意すること（各々の障害の合計指数をもって等級決定することはない。）
- 聴覚機能障害 → 1 「聴覚障害の状態及び所見」に記載すること。  
□平衡機能障害 → 2 「平衡・言語機能障害の状態及び所見」に記載すること。  
□音声・言語機能障害 → 3 「音声・言語機能障害の状態及び所見」に記載すること。  
□それよりの機能障害 → 4 「それよりの機能障害の状態及び所見」に記載すること。

1 「聴覚障害」の状態及び所見

(1) 聴力（会話音域の平均聴力レベル）

(4) 聴力検査の結果（ア又はイのいずれかを記載する。）

ア 純音による検査  
オージオメータの型式 \_\_\_\_\_

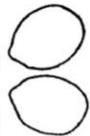
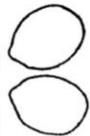
右	d B
左	d B

注 1 100dBの音が聴取できない場合は、当該dB値を105dBとして計算すること。

注 2 4.5歳未満は聴覚五入

(2) 障害の種類

伝音性難聴	
感音性難聴	
混合性難聴	

(3) 鼓膜の状態  
(右)  (左) 

右…〇 左…×  
青丸を [ ] で記入  
イ 純音による検査  
言語明りより度

右	%
左	%

(5) 身体障害者手帳（聴覚障害）の所持状況  
注 2級と診断する場合に記載すること

有・無  
(いずれかに○印)

第六号様式（第八条）

身体障害者診断書・意見書（言語障害用）

記載例

総括表

氏名	〇〇〇〇	性別	〇〇年〇月〇日生	〇〇歳	男
住所	〇〇市〇〇町〇〇-〇〇				
① 障害者名（部位を明記）	言語機能障害（失聴症）				
② 原因となった疾病・外傷名	脳梗塞（左脳） 交通労災 其他の事故 聴傷 聴覚自然災害（ <b>記載</b> ） 先天性 その他（ ）				
③ 疾病・外傷発生年月日	平成30年9月1日・場所 <b>不明瞭の場合は、初診日又は「～年頃」と記入</b>				
④ 参考となる経過・現症（エックス線写真及び検査所見を含む。）					

⑤ 総合所見

※ 聴覚力や理解力が家庭内（内視観）あるいは家庭周辺等「場とレベル」の段階で、どの程度コミュニケーションが出来るか、2つの観点から具体的に記入（特案件認定 要・不要）  
(再認定の時期)

⑥ その他参考となる合併症状

障害固定又は障害確定（推定） 年 月 日

上記のとおり診断する。併せて以下の意見を付す。

平成31年4月〇〇日  
病院又は診療所の名称 〇〇病院  
所在地 〇〇市〇〇町〇〇  
担当診療科名 〇〇科 医師氏名 〇〇 〇〇

身体障害者福祉法第15条第3項の意見（障害程度等級についても参考意見を記入）  
障害の程度は、身体障害者福祉法別表に掲げる障害に  
・該当する（ 3 級相当）  
・該当しない

注 1. 障害名には、現在起こっている障害、併発は相互のうち、心臓機能障害等を入力し、原因となった疾病には、先天性聴覚、聴傷併発原因となった聴覚名を記入してください。  
2. 「障害の状態及び所見を記載した書面」（別様式）を添付してください。  
3. 資料提出指導等の選定の判断を要する原則については、「資料提出・意見書」（別様式）を添付してください。  
4. 障害区分や等級決定のため、地方社会福祉協議会から改めて問い合わせる場合があります。

聴覚・平衡・音声・言語又はそれよりの機能障害の状態及び所見

【はじめに】  
この診断書においては、以下の4つの障害区分のうち、影響を受けようとする障害について、□に✓印を入れて選択し、その障害に関する「状態及び所見」について記載すること。

- なお、音声機能障害、言語機能障害及びそれよりの機能障害が重複する場合については、各々について障害認定することは可能であるが、等級はその中の最重度の等級をもって決定する旨、留意すること（各々の障害の合計指数をもって等級決定することはない。）
- 聴覚機能障害 → 1 「聴覚障害の状態及び所見」に記載すること。  
□平衡機能障害 → 2 「平衡・言語機能障害の状態及び所見」に記載すること。  
□音声・言語機能障害 → 3 「音声・言語機能障害の状態及び所見」に記載すること。  
□それよりの機能障害 → 4 「それよりの機能障害の状態及び所見」に記載すること。

1 「聴覚障害」の状態及び所見

(1) 聴力（会話音域の平均聴力レベル）

(4) 聴力検査の結果（ア又はイのいずれかを記載する。）

ア 純音による検査  
オージオメータの型式 \_\_\_\_\_

右	d B
左	d B

注 1 100dBの音が聴取できない場合は、当該dB値を105dBとして計算すること。

注 2 4.5歳未満は聴覚五入

(2) 障害の種類

伝音性難聴	
感音性難聴	
混合性難聴	

(3) 鼓膜の状態  
(右)  (左) 

右…〇 左…×  
青丸を [ ] で記入  
イ 純音による検査  
言語明りより度

右	%
左	%

(5) 身体障害者手帳（聴覚障害）の所持状況  
注 2級と診断する場合に記載すること

有・無  
(いずれかに○印)

2 「平衡機能障害」の状態及び所見（該当する□に「印」を入れること。）

- (1) 平衡機能の状態
- 末梢性遠視性平衡失調
  - 後正屈性及び小脳性平衡失調
  - 外傷又は発熱による平衡失調
  - 中枢性平衡失調
  - その他（ ）

- (2) 障害の程度
- 閉眼にて直立不能又は頭眼で直線を歩行中10m以内に転倒頻くは著しくよろめいて歩行を中断せざるを得ないもの。(3級)
  - 閉眼で直線を歩行中10m以内に転倒又は著しくよろめいて歩行を中断せざるを得ないもの。(4級)

3 「音声・音韻機能障害」の状態及び所見

- (1) 発声の状態
- ※ **発声・発語の状態について記入**
  - (2) 意思疎通の状況（該当する□に「印」を入れること。）
  - 家庭において、家族との会話の用をなさない。(日常会話は難が聞いても理解不能)(3級)
  - 家庭以外の会話が可能であるが、家庭環境において他人には対応用をなさない。(4級)
  - 日常の会話が可能な場合があるが、不明瞭で不能がある。(併設当)

4 「その他・補聴器」の状態及び所見

- (1) 障害の程度及び検査所見
- 「該当する障害の□に「印」を入れること。更に①又は②の該当する□に「印」を入れて（ ）内に必要事項を記述すること。

- 「該当する障害」
- その他・補聴器の障害
  - 統合失調症によるその他・補聴器の障害
- ①② 統合失調症によるその他・補聴器の障害に記述すること。

- ① その他・補聴器の障害
- a 障害の原因
- 重症筋無力症等の神経・筋疾患によるもの
  - 延髄橋脚障害(急性球麻痹、高音障害を含む。)及び末梢神経障害によるもの
  - 外傷・感染(中脳等)による顔・頸部筋(を含む。)、口腔(舌、口腔、口蓋、咽、舌小帯)障害、前頭、後頭の欠損等によるもの

b 障害の程度

- 経口以上の食物等の摂取ができなため、経管栄養を行っている。(3級)
- 経口摂取のみでは十分に栄養摂取ができなため、経管栄養を併用している。(4級)
- 経口摂取のみで栄養摂取ができるが、誤嚥の危険が大きく摂取できる食物の内容・摂取方法に著しい制限がある。(4級)
- その他（ ）

c 参考となる検査所見

- ア 各器官の一般所見
- (参考) 各器官の観察点
- ・ 口腔・舌：運動能力、不随意運動の有無、反射異常又は病的反射
  - ・ 舌：形状、運動能力、反射異常
  - ・ 軟口蓋：海上運動、反射異常
  - ・ 声：帯内転運動、発声量の産出時間
- 所見(上記の枠内の各器官の観察点に留意し、異常の部位、内容、程度等を詳細に記述すること。)

イ 嚥下状態の観察と検査

- (参考1) 各器官の観察点
- ・ 口腔内構造的状態
  - ・ 口腔から咽頭への送り込みの状態
  - ・ 喉頭至上・喉頭内腔の閉鎖の状態
  - ・ 食道入口部の閉大と液頭部(balaa)の送り込み
- (参考2) 摂取できる食物の内容と形態に関する観察点
- ・ 摂取できる食物の内容(固形物、半固形物、流動食)
  - ・ 摂取の程度(毎回、2回に1回程度、数回に1回、ほとんど無し)

○ 観察と検査の方法

- エンダックス検査( )
- 内視鏡検査( )
- その他( )

- 所見(上記の枠内の(参考1)と(参考2)の観察点から、嚥下状態について詳細に記述すること。)

2 「平衡機能障害」の状態及び所見（該当する□に「印」を入れること。）

- (1) 平衡機能の状態
- 末梢性遠視性平衡失調
  - 後正屈性及び小脳性平衡失調
  - 外傷又は発熱による平衡失調
  - 中枢性平衡失調
  - その他（ ）

- (2) 障害の程度
- 閉眼にて直立不能又は頭眼で直線を歩行中10m以内に転倒頻くは著しくよろめいて歩行を中断せざるを得ないもの。(3級)
  - 閉眼で直線を歩行中10m以内に転倒又は著しくよろめいて歩行を中断せざるを得ないもの。(4級)

3 「音声・音韻機能障害」の状態及び所見

- (1) 発声の状態
- ※ **発声・発語の状況について記入**
  - (2) 意思疎通の状況（該当する□に「印」を入れること。）
  - 家庭において、家族との会話の用をなさない。(日常会話は難が聞いても理解不能)(3級)
  - 家庭以外の会話が可能であるが、家庭環境において他人には対応用をなさない。(4級)
  - 日常の会話が可能な場合があるが、不明瞭で不能がある。(併設当)

4 「その他・補聴器」の状態及び所見

- (1) 障害の程度及び検査所見
- 「該当する障害の□に「印」を入れること。更に①又は②の該当する□に「印」を入れて（ ）内に必要事項を記述すること。

- 「該当する障害」
- その他・補聴器の障害
  - 統合失調症によるその他・補聴器の障害
- ①② 統合失調症によるその他・補聴器の障害に記述すること。

- ① その他・補聴器の障害
- a 障害の原因
- 重症筋無力症等の神経・筋疾患によるもの
  - 延髄橋脚障害(急性球麻痹、高音障害を含む。)及び末梢神経障害によるもの
  - 外傷・感染(中脳等)による顔・頸部筋(を含む。)、口腔(舌、口腔、口蓋、咽、舌小帯)障害、前頭、後頭の欠損等によるもの

b 障害の程度

- 経口以上の食物等の摂取ができなため、経管栄養を行っている。(3級)
- 経口摂取のみでは十分に栄養摂取ができなため、経管栄養を併用している。(4級)
- 経口摂取のみで栄養摂取ができるが、誤嚥の危険が大きく摂取できる食物の内容・摂取方法に著しい制限がある。(4級)
- その他（ ）

c 参考となる検査所見

- ア 各器官の一般所見
- (参考) 各器官の観察点
- ・ 口腔・舌：運動能力、不随意運動の有無、反射異常又は病的反射
  - ・ 舌：形状、運動能力、反射異常
  - ・ 軟口蓋：海上運動、反射異常
  - ・ 声：帯内転運動、発声量の産出時間
- 所見(上記の枠内の各器官の観察点に留意し、異常の部位、内容、程度等を詳細に記述すること。)

イ 嚥下状態の観察と検査

- (参考1) 各器官の観察点
- ・ 口腔内構造的状態
  - ・ 口腔から咽頭への送り込みの状態
  - ・ 喉頭至上・喉頭内腔の閉鎖の状態
  - ・ 食道入口部の閉大と液頭部(balaa)の送り込み
- (参考2) 摂取できる食物の内容と形態に関する観察点
- ・ 摂取できる食物の内容(固形物、半固形物、流動食)
  - ・ 摂取の程度(毎回、2回に1回程度、数回に1回、ほとんど無し)

○ 観察と検査の方法

- エンダックス検査( )
- 内視鏡検査( )
- その他( )

- 所見(上記の枠内の(参考1)と(参考2)の観察点から、嚥下状態について詳細に記述すること。)

② 政治異常によるそしやく機能の障害

a 障害の程度

- 著しい政治障害があり、債権矯正治療等を必要とする。(4級)
- その他

[ ]

b 参考となる検査所見(政治異常の程度及びそしやく機能の観察結果)

ア 政治異常の程度(そしやく運動時又は安静位政治の状態を撮取する。)

[ ]

イ そしやく機能(口唇・口蓋裂では、上1歯の政治関係や形態異常を撮取する。)

[ ]

(2) その他(今後の見込み等)

[ ]

【 記入上の注意 】

(1) 悪力障害の認定に当たっては、JIS規格によるオーゾメータで測定すること。

4B型は、周波数 500、1000、2000Hzにおいて測定した値をそれぞれ a、b、c とした場合、

a + b + c の算式により算定し、a、b、cのうちいずれか一つ又は二つにおいて100dBの音が

聴取できない場合は、当該dB値を105dBとして算式を計上し、悪力レベルを算定すること。

(2) 歯科矯正治療等の適応の判断を要する症例については、「歯科医師による診断書・意見書」が採式の提出を求めるものとする。

(3) 小児聴能障害を併せ持つ場合については、必要とされる採集採取の方法等が、どちらの障害によるものであるか等について詳細に説明し、該当する障害について認定することが必要である。

② 政治異常によるそしやく機能の障害

a 障害の程度

- 著しい政治障害があり、債権矯正治療等を必要とする。(4級)
- その他

[ ]

b 参考となる検査所見(政治異常の程度及びそしやく機能の観察結果)

ア 政治異常の程度(そしやく運動時又は安静位政治の状態を撮取する。)

[ ]

イ そしやく機能(口唇・口蓋裂では、上1歯の政治関係や形態異常を撮取する。)

[ ]

(2) その他(今後の見込み等)

[ ]

【 記入上の注意 】

(1) 悪力障害の認定に当たっては、JIS規格によるオーゾメータで測定すること。

4B型は、周波数 500、1000、2000Hzにおいて測定した値をそれぞれ a、b、c とした場合、

a + b + c の算式により算定し、a、b、cのうちいずれか一つ又は二つにおいて100dBの音が

聴取できない場合は、当該dB値を105dBとして算式を計上し、悪力レベルを算定すること。

(2) 歯科矯正治療等の適応の判断を要する症例については、「歯科医師による診断書・意見書」が採式の提出を求めるものとする。

(3) 小児聴能障害を併せ持つ場合については、必要とされる採集採取の方法等が、どちらの障害によるものであるか等について詳細に説明し、該当する障害について認定することが必要である。

診断書・意見書の記載上の注意【そしゃく】 略

診断書・意見書の記載上の注意【そしゃく】 略

第六号様式（第八表）  
身体障害者診断書・意見書（そしやく 障害用）

総括表

氏名	〇 〇 〇 〇	昭和〇〇年〇月〇日	〇〇歳	男	女
住所	〇〇市 〇〇町 〇-〇-〇〇				
① 障害名（部位を明記）	そしやく機能障害				
② 原因となった疾病・外傷名	脳血管障害 (原性脳血管)	交通 労災 その他の事故 自然災害 (疾病)	職業 戦災 先天性 その他		
③ 疾病・外傷発症年月日	昭和4年10月1日	場所 初診	不明瞭の場合は、初診日又は「～年頃」と記入		
④ 参考となる経過・現症（エックス線写真及び検査所見を含む。）	不明瞭				
⑤ 総合所見	障害固定又は障害確定（推定） 年 月 日  （特基再認定 要・不要） （再認定の時期 年 月）				
⑥ その他参考となる合併症状					

上記のとおり診断する。併せて以下の意見を付す。

昭和5年 4 月 〇〇 日 病院又は診療所の名称 〇〇病院  
所在地 〇〇市〇〇町〇〇  
担当診療科名 〇〇科 医師氏名 〇〇 〇〇

身体障害者福祉法第15条第3項の意見（障害程度等級についても参考意見を記入）  
障害の程度は、身体障害者福祉法別表に掲げる障害に  
相当する（ 4 級相当）

- 障害名には、現在起こっている障害、例えは脳卒中、心臓機能障害等を記入し、原因となった疾病には、先天性脳性、脳梗塞、脳腫瘍等発症原因となった疾患名を記入してください。
- 「障害の状態及び所見を記載した欄」(別様式)を併せてください。
- 脳科矯正治療等の適切な治療を要する原因については、「原状診断による診断書・意見書」(別様式)を併せてください。
- 障害区分や等級決定のため、地方社会福祉協議会から改めて問い合わせる場合があります。

聴覚・平衡・音声・言語又はそしやくの機能障害の状態及び所見

【はじめに】

この診断書においては、以下の4つの障害区分のうち、認定を受けようとする障害について、□に✓印を入れて選択し、その障害に関する「状態及び所見」について記載すること。

なお、音声機能障害、言語機能障害及びそしやく機能障害が重複する場合については、各々について障害認定することは可能であるが、等級はその中の最重度の等級をもって決定する旨、留意すること(各々の障害の合計指数をもって等級決定することはない)。

- 聴覚障害 → 1 「聴覚障害の状態及び所見」に記載すること。  
□音声・言語機能障害 → 2 「音声・言語機能障害の状態及び所見」に記載すること。  
□そしやく機能障害 → 3 「そしやく機能障害の状態及び所見」に記載すること。

1 「聴覚障害」の状態及び所見

- (1) 聴力（会話音域の平均聴力レベル） (4) 能力検査の結果（ア又はイのいずれかを記載する。）

右	d B	純音による検査
左	d B	オーゾメータの型式

注1 100dBの音が聴取できない場合は、当該dB値を105dBとして計算すること。

注2 小数点第二位を四捨五入

(2) 障害の種類

伝音性難聴	
感音性難聴	
混合性難聴	

(3) 鼓膜の状態

右…○ 左…×

骨導成績を【 】で記入

イ 語音による検査

語音明りよう度

右 %

左 %

%

%

%

%

第六号様式（第八表）

総括表

氏名	〇 〇 〇 〇	昭和〇〇年〇月〇日	〇〇歳	男	女
住所	〇〇市 〇〇町 〇-〇-〇〇				
① 障害名（部位を明記）	そしやく機能障害				
② 原因となった疾病・外傷名	脳血管障害 (原性脳血管)	交通 労災 その他の事故 自然災害 (疾病)	職業 戦災 先天性 その他		
③ 疾病・外傷発症年月日	平成30年10月1日	場所 初診	不明瞭の場合は、初診日又は「～年頃」と記入		
④ 参考となる経過・現症（エックス線写真及び検査所見を含む。）	不明瞭				
⑤ 総合所見	障害固定又は障害確定（推定） 年 月 日  （特基再認定 要・不要） （再認定の時期 年 月）				
⑥ その他参考となる合併症状					

上記のとおり診断する。併せて以下の意見を付す。

平成31年 4 月 〇〇 日 病院又は診療所の名称 〇〇病院  
所在地 〇〇市〇〇町〇〇  
担当診療科名 〇〇科 医師氏名 〇〇 〇〇

身体障害者福祉法第15条第3項の意見（障害程度等級についても参考意見を記入）  
障害の程度は、身体障害者福祉法別表に掲げる障害に  
相当する（ 4 級相当）

- 障害名には、現在起こっている障害、例えは脳卒中、心臓機能障害等を記入し、原因となった疾病には、先天性脳性、脳梗塞、脳腫瘍等発症原因となった疾患名を記入してください。
- 「障害の状態及び所見を記載した欄」(別様式)を併せてください。
- 脳科矯正治療等の適切な治療を要する原因については、「原状診断による診断書・意見書」(別様式)を併せてください。
- 障害区分や等級決定のため、地方社会福祉協議会から改めて問い合わせる場合があります。

聴覚・平衡・音声・言語又はそしやくの機能障害の状態及び所見

【はじめに】

この診断書においては、以下の4つの障害区分のうち、認定を受けようとする障害について、□に✓印を入れて選択し、その障害に関する「状態及び所見」について記載すること。

なお、音声機能障害、言語機能障害及びそしやく機能障害が重複する場合については、各々について障害認定することは可能であるが、等級はその中の最重度の等級をもって決定する旨、留意すること(各々の障害の合計指数をもって等級決定することはない)。

- 聴覚障害 → 1 「聴覚障害の状態及び所見」に記載すること。  
□音声・言語機能障害 → 2 「音声・言語機能障害の状態及び所見」に記載すること。  
□そしやく機能障害 → 3 「そしやく機能障害の状態及び所見」に記載すること。

1 「聴覚障害」の状態及び所見

- (1) 聴力（会話音域の平均聴力レベル） (4) 能力検査の結果（ア又はイのいずれかを記載する。）

右	d B	純音による検査
左	d B	オーゾメータの型式

注1 100dBの音が聴取できない場合は、当該dB値を105dBとして計算すること。

注2 小数点第二位を四捨五入

(2) 障害の種類

伝音性難聴	
感音性難聴	
混合性難聴	

(3) 鼓膜の状態

右…○ 左…×

骨導成績を【 】で記入

イ 語音による検査

語音明りよう度

右 %

左 %

%

%

%



② 統合異常によるそれとく機能の障害

a 障害の程度

軽い統合障害があり、療科矯正治療等を必要とする。(4級)

その他

[ ]

b 参考となる検査所見(統合異常の程度及びそれとく機能の観察結果)

ア 統合異常の程度(それとく運動時又は安静位統合の状態を観察する。)

[ ]

イ それとく機能(口唇・口蓋裂では、上下唇の統合関係や形態異常等を観察する。)

[ ]

(2) その他(今後の見込み等)

[ ]

【記入上の注意】

(1) 聴力障害の認定に当たっては、JIS規格によるオーゾメータで測定すること。  
dBHLは、両耳数 500、1000、2000Hzにおいて測定した値をそれぞれ a, b, c とした場合、 $\frac{a+b+c}{4}$  の算式により算定し、a, b, cのうちいずれか一つ又は二つにおいて100dBの音が聴取できない場合は、当該dB値を105dBとして当該算式を計上し、聴力レベルを算定すること。

(2) 療科矯正治療等の適応の判断を要する症例については、「療科医師による診断書・意見書(別添式)の提出を求めるものとする。

(3) 小児聴能検査を併せ行う場合については、必要とされる検査採取の方法等が、どちらの障害によるものであるか等について詳細に説明し、該当する障害について認定することが必要である。

② 統合異常によるそれとく機能の障害

a 障害の程度

軽い統合障害があり、療科矯正治療等を必要とする。(4級)

その他

[ ]

b 参考となる検査所見(統合異常の程度及びそれとく機能の観察結果)

ア 統合異常の程度(それとく運動時又は安静位統合の状態を観察する。)

[ ]

イ それとく機能(口唇・口蓋裂では、上下唇の統合関係や形態異常等を観察する。)

[ ]

(2) その他(今後の見込み等)

[ ]

【記入上の注意】

(1) 聴力障害の認定に当たっては、JIS規格によるオーゾメータで測定すること。  
dBHLは、両耳数 500、1000、2000Hzにおいて測定した値をそれぞれ a, b, c とした場合、 $\frac{a+b+c}{4}$  の算式により算定し、a, b, cのうちいずれか一つ又は二つにおいて100dBの音が聴取できない場合は、当該dB値を105dBとして当該算式を計上し、聴力レベルを算定すること。

(2) 療科矯正治療等の適応の判断を要する症例については、「療科医師による診断書・意見書(別添式)の提出を求めるものとする。

(3) 小児聴能検査を併せ行う場合については、必要とされる検査採取の方法等が、どちらの障害によるものであるか等について詳細に説明し、該当する障害について認定することが必要である。

第3 肢体不自由 1～2 略

診断書・意見書の記載上の注意【肢体不自由】 略

第3 肢体不自由 1～2 略

診断書・意見書の記載上の注意【肢体不自由】 略

身体障害者診断書・意見書（肢体不自由）

記載例

総括表

氏名	〇〇〇〇	性別	男
住所	〇〇市 〇〇町 〇-〇-〇〇		
① 障害名（部位を明記）	左上・下肢機能の著しい障害（左片麻痺）		
② 原因となった疾病・外傷名	交通・労災、その他の事故 転落 転倒 自然原因（ <b>脳卒中</b> ） 死因性、その他（ ）		
③ 疾病・外傷発生年月日	令和4年10月1日・場所	※ 不明瞭の場合は、初診日又は「～年頃」と記入	

④ 参考となる経過・現症（エックス線写真及び検査所見を含む。）

※ 初発症状から症状固定に至るまでの治療内容を簡潔に記入

⑤ 総合所見

※ 将来再認定 不要の場合は、その理由を記入

⑥ その他参考となる合併症状

労災（15年前）により右手中指欠損あり

上記のとおり診断する。併せて以下の意見を付す。

令和5年4月〇〇日

病院又は診療所の名称

所在地

担当診療科名

医師氏名

身体障害者福祉法第15条第3項の意見（障害程度等級についても参考意見を記入）

障害者の程度は、身体障害者福祉法別表に掲げる障者に

該当する（2級相当）

※ 原則として、五肢と五指は重複認定しない

注 1 障害者は、罹病後について、罹病、併発又は行方不明等を記入し、罹病となった場合は、昭和54年4月1日以前に発症したことを記入してください。

2 「障害の程度及び所見を記載した事項」（併録欄）を併記してください。

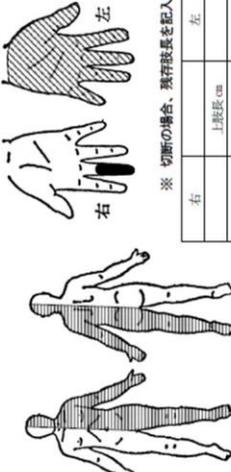
3 障害区分や等級認定のため、地方社会福祉協議会から送られる「問い合わせ」を併記する場合があります。

肢体不自由の状態及び所見

神経学的所見その他の機能障害（形態異常）の所見（該当するものを○で囲み、下記空欄に追加所見を記入）

- 1 感覚障害（下記図示）：なし、感覚脱失（**感覚鈍麻**）異常感覚
- 2 運動障害（下記図示）：なし、弛緩性麻痺（**筋性麻痺**）固縮、不随意運動（**せんせん**）、運動失調、その他（ ）
- 3 起因部位（**脳**）脊髄、末梢神経、筋肉、骨関節、その他（ ）
- 4 排尿・排便機能障害：なし、あり
- 5 形態異常：なし、あり（**脳**・脊髄・四肢、その他（ ））

参考図示



※ 切断の場合、残存肢長を記入

右	左
上肢長 cm	
下肢長 cm	
上腕関節 cm	
前腕関節 cm	
大腕関節 cm	
下腕関節 cm	
30	3

- X 変形
- 切離断
- 感覚障害
- 運動障害

注 関係ない部分は記入不用

計測法

上肢長：肩峰—肘骨茎状突起

下肢長：上前腸骨棘—（股骨）内臑

上腕関節：最大関節

前腕関節：最大関節

大腕関節：膝蓋骨上縁10cmの周径

下腕関節：最大関節

（小児等の場合は別記）

身体障害者診断書・意見書（肢体不自由）

記載例

総括表

氏名	〇〇〇〇	性別	男
住所	〇〇市 〇〇町 〇-〇-〇〇		
① 障害名（部位を明記）	左上・下肢機能の著しい障害（左片麻痺）		
② 原因となった疾病・外傷名	交通・労災、その他の事故 転落 転倒 自然原因（ <b>脳卒中</b> ） 死因性、その他（ ）		
③ 疾病・外傷発生年月日	平成30年10月1日・場所	※ 不明瞭の場合は、初診日又は「～年頃」と記入	

④ 参考となる経過・現症（エックス線写真及び検査所見を含む。）

※ 初発症状から症状固定に至るまでの治療内容を簡潔に記入

⑤ 総合所見

※ 将来再認定 不要の場合は、その理由を記入

⑥ その他参考となる合併症状

労災（15年前）により右手中指欠損あり

上記のとおり診断する。併せて以下の意見を付す。

平成31年4月〇〇日

病院又は診療所の名称

所在地

担当診療科名

医師氏名

身体障害者福祉法第15条第3項の意見（障害程度等級についても参考意見を記入）

障害者の程度は、身体障害者福祉法別表に掲げる障者に

該当する（2級相当）

※ 原則として、五肢と五指は重複認定しない

注 1 障害者は、罹病後について、罹病、併発又は行方不明等を記入し、罹病となった場合は、昭和54年4月1日以前に発症したことを記入してください。

2 「障害の程度及び所見を記載した事項」（併録欄）を併記してください。

3 障害区分や等級認定のため、地方社会福祉協議会から送られる「問い合わせ」を併記する場合があります。

肢体不自由の状態及び所見

神経学的所見その他の機能障害（形態異常）の所見（該当するものを○で囲み、下記空欄に追加所見を記入）

- 1 感覚障害（下記図示）：なし、感覚脱失（**感覚鈍麻**）異常感覚
- 2 運動障害（下記図示）：なし、弛緩性麻痺（**筋性麻痺**）固縮、不随意運動（**せんせん**）、運動失調、その他（ ）
- 3 起因部位（**脳**）脊髄、末梢神経、筋肉、骨関節、その他（ ）
- 4 排尿・排便機能障害：なし、あり
- 5 形態異常：なし、あり（**脳**・脊髄・四肢、その他（ ））

参考図示



※ 切断の場合、残存肢長を記入

右	左
上肢長 cm	
下肢長 cm	
上腕関節 cm	
前腕関節 cm	
大腕関節 cm	
下腕関節 cm	
30	3

- X 変形
- 切離断
- 感覚障害
- 運動障害

注 関係ない部分は記入不用

計測法

上肢長：肩峰—肘骨茎状突起

下肢長：上前腸骨棘—（股骨）内臑

上腕関節：最大関節

前腕関節：最大関節

大腕関節：膝蓋骨上縁10cmの周径

下腕関節：最大関節

（小児等の場合は別記）

